

○経済産業省令第十五号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及び関係法令の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第一条 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(保安係員等の講習) 第六十六条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。</p>
改正前	<p>(保安係員等の講習) 第六十六条 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第二条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(保安係員等の講習) 第六十八条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。</p>	改正前	<p>(保安係員等の講習) 第六十八条 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>			

(特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十七号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(再講習)          第九条 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。</p>
改正前	<p>(再講習)          第九条 「略」          「新設」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第四条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(保安係員等の講習) 第二十七条 [略] 2・3 [略] 4   前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。</p>	改正前	<p>(保安係員等の講習) 第二十七条 [略] 2・3 [略] [新設]</p>
備考 表中の「  」の記載は注記である。			

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(業務主任者の講習)

第二十三条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

(充てんを行う者の講習)

第七十四条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。

(液化石油ガス設備士の講習)

第九十九条 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けなければならない。

改正前

(業務主任者の講習)

第二十三条 〔略〕

2・3 〔略〕

〔新設〕

(充てんを行う者の講習)

第七十四条 〔略〕

2・3 〔略〕

〔新設〕

(液化石油ガス設備士の講習)

第九十九条 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部改正)

第六条 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(中小企業診断士の登録の条件等)

第一条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に登録の申請をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に登録の申請をすることとする。

第二条 「略」

2 前項第一号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の期間内に登録の申請をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に登録の申請をすることとする。

(登録の有効期間)

第八条 「略」

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に第十条に規定する有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の要件を満たすことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に第一項の登録の有効期間を延長することとする。

(更新登録)

改正前

(中小企業診断士の登録の条件等)

第一条 「略」

「新設」

第二条 「略」

「新設」

(登録の有効期間)

第八条 「略」

2 「略」

「新設」

(更新登録)

第九条 前条の登録の有効期間の満了の後引き続き登録を受けようとする者は、更新登録の要件を満たさなければならない。

2～4 [略]

(更新登録の要件)

第十条 [略]

一 [略]

二 [略]

イ 一日を一点として、第一条第一項第一号に規定する実務に従事したこと。

ロ 一日を一点として、第一条第一項第二号に規定する実務補習を受講したこと。

ハ 一日を一点として、第一条第一項第二号に規定する実務補習について、指導を行ったこと。

ニ 一日を一点として、第二条第一項第一号に規定する養成課程又は登録養成課程において、実習の指導を行ったこと。

第十二条 [略]

一 [略]

二 [略]

イ 第一条第一項第一号イからハのいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと又は同項第二号イからハのいずれかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。

ロ [略]

第九条 前条の登録の有効期間の満了の後引き続き登録を受けようとする者は、次条に規定する有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の要件を満たさなければならない。

2～4 [略]

(更新登録の要件)

第十条 [略]

一 [略]

二 [略]

イ 一日を一点として、第一条第一号に規定する実務に従事したこと。

ロ 一日を一点として、第一条第二号に規定する実務補習を受講したこと。

ハ 一日を一点として、第一条第二号に規定する実務補習について、指導を行ったこと。

ニ 一日を一点として、第二条第一号に規定する養成課程又は登録養成課程において、実習の指導を行ったこと。

第十二条 [略]

一 [略]

二 [略]

イ 第一条第一号イからハのいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと又は同項第二号イからハのいずれかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。

ロ [略]

254 「略」

(登録の消除を受けた中小企業診断士の再登録)

第十六条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号に該当する者に係る第三条、第八条第三項及び第十条の規定の適用については、第三条中「申請書を経済産業大臣に」とあるのは「申請書を、登録を消除された日から四年以内に経済産業大臣に」と、第八条第三項中「第十条に規定する有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の要件」とあるのは「第十六条により読み替えて適用する第十条に規定する有効期間の再登録の要件」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間」とあるのは「登録を消除された日から三年以内」と、「五回」とあるのは「三回」と、「三十点」とあるのは「十八点」とする。

4 第一項第二号に該当する者に係る第八条第一項及び第三項並びに第十条の規定の適用については、第八条第一項中「登録の日から」とあるのは「前回の登録の有効期間の満了の日の翌日から」と、同条第三項中「第十条に規定する有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の要件」とあるのは「第十条により読み替えて適用する第十条に規定する有効期間の再登録の要件」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「更新登録の申請の日」とあるのは「前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日」とする。

254 「略」

(登録の消除を受けた中小企業診断士の再登録)

第十六条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号に該当する者に係る第三条及び第十条の規定の適用については、第三条中「申請書を経済産業大臣に」とあるのは「申請書を、登録を消除された日から四年以内に経済産業大臣に」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間」とあるのは「登録を消除された日から三年以内」と、「五回」とあるのは「三回」と、「三十点」とあるのは「十八点」とする。

4 第一項第二号に該当する者に係る第八条第一項及び第十条の規定の適用については、第八条第一項中「登録の日から」とあるのは「前回の登録の有効期間の満了の日の翌日から」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「更新登録の申請の日」とあるのは「前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日」とする。

(登録実務補習機関の登録)

第十八条 第一条第一項第二号イの登録(以下この章において単に「実務補習機関登録」という。)は、実務補習を行おうとする者の申請により行う。

2・3 [略]

(登録基準)

第二十条 [略]

2 [略]

一 [略]

二 第一条第一項第二号イの実務補習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(報告の徴収)

第三十二条 経済産業大臣は、第一条第一項第二号イの実務補習の実施のため必要な限度において、登録実務補習機関に対し、実務補習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(登録養成機関の登録)

第三十四条 第二条第一項第一号の登録は、登録養成課程を行おうとする者の申請により行う。

2・3 [略]

(登録養成機関の登録基準)

第三十五条 [略]

(登録実務補習機関の登録)

第十八条 第一条第二号イの登録(以下この章において単に「実務補習機関登録」という。)は、実務補習を行おうとする者の申請により行う。

2・3 [略]

(登録基準)

第二十条 [略]

2 [略]

一 [略]

二 第一条第二号イの実務補習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(報告の徴収)

第三十二条 経済産業大臣は、第一条第二号イの実務補習の実施のため必要な限度において、登録実務補習機関に対し、実務補習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(登録養成機関の登録)

第三十四条 第二条第一号の登録は、登録養成課程を行おうとする者の申請により行う。

2・3 [略]

(登録養成機関の登録基準)

第三十五条 [略]

3 基準省令第七条並びに第十九条、第二十一条、第二十一条（第三項を除く。）から第三十三条までの規定は、登録養成課程について準用する。この場合において、基準省令第七条中「機構が診断又は助言を担当する者を養成する課程」とあるのは「登録養成機関が実施する登録養成課程」と、「養成課程」とあるのは「登録養成課程」と、「機構」とあるのは「登録養成機関」と、「学識経験者の意見を聴いた上で作成した基準」とあるのは「機構が作成した基準」と、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「登録養成機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条、第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「登録養成機関」と、「実務補習」とあるのは「登録養成課程」と、「実務補習計画」とあるのは「登録養成課程計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十五条第一項第二号に掲げる」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならぬ」とあるのは「登録養成課程を修了した者に、当該課程を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「登録養成課程業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十五条第一項のいずれか」と、「第二十二條第一項から第四項まで」とあるのは「第二十二條第一項、第二項及び第四項」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十五条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「五年間」と、「実務補習の実施

3 基準省令第七条並びに第十九条、第二十一条、第二十一条（第三項を除く。）から第三十三条までの規定は、登録養成課程について準用する。この場合において、基準省令第七条中「機構が診断又は助言を担当する者を養成する課程」とあるのは「登録養成機関が実施する登録養成課程」と、「養成課程」とあるのは「登録養成課程」と、「機構」とあるのは「登録養成機関」と、「学識経験者の意見を聴いた上で作成した基準」とあるのは「機構が作成した基準」と、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「登録養成機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条、第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「登録養成機関」と、「実務補習」とあるのは「登録養成課程」と、「実務補習計画」とあるのは「登録養成課程計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十五条第一項第二号に掲げる」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならぬ」とあるのは「登録養成課程を修了した者に、当該課程を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「登録養成課程業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十五条第一項のいずれか」と、「第二十二條第一項から第四項まで」とあるのは「第二十二條第一項、第二項及び第四項」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十五条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「五年間」と、「実務補習の実施

を担当した指導員名」とあるのは「登録養成課程で教授又は指導した者の氏名及び略歴」と、「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第二条第一項第一号」と読み替えるものとする。

(理論政策更新研修機関の登録基準)

第三十七条 「略」

2 「略」

3 第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定は、理論政策更新研修についても準用する。この場合において、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「理論政策更新研修機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条及び前条の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「理論政策更新研修機関」と、「実務補習」とあるのは「理論政策更新研修」と、「実務補習計画」とあるのは「理論政策更新研修計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十七条第一項に掲げる」と、「別表二」とあるのは「別表五」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「理論政策更新研修を修了した者の登録証に当該研修の受講の修了を証する事項を書き込まなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「理論政策更新研修業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十七条第一項のいずれか」と、「第三十条第一項の登録」とあるのは「第三十七條第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「六年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「理論政

を担当した指導員名」とあるのは「登録養成課程で教授又は指導した者の氏名及び略歴」と、「第一条第二号イ」とあるのは「第二条第一号」と読み替えるものとする。

(理論政策更新研修機関の登録基準)

第三十七条 「略」

2 「略」

3 第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定は、理論政策更新研修についても準用する。この場合において、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「理論政策更新研修機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条及び前条の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「理論政策更新研修機関」と、「実務補習」とあるのは「理論政策更新研修」と、「実務補習計画」とあるのは「理論政策更新研修計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十七条第一項に掲げる」と、「別表二」とあるのは「別表五」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「理論政策更新研修を修了した者の登録証に当該研修の受講の修了を証する事項を書き込まなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「理論政策更新研修業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十七條第一項のいずれか」と、「第三十条第一項の登録」とあるのは「第三十七條第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「六年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「理論政

策更新研修で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴(第三十七條第一項第一号ハの論文の審査等を行つた場合は、論文委員会の委員の氏名及び略歴を含む。)」と、「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第十条第一号イ」と読み替えるものとする。

(第一次試験の免除)

第四十一条 「略」

2 「略」

3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に第一次試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に第一次試験を受けることとする。

(第二次試験受験の要件)

第四十三条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第一次試験に合格した年度又はその次年度に第二次試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に第二次試験を受けることとする。

策更新研修で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴(第三十七條第一項第一号ハの論文の審査等を行つた場合は、論文委員会の委員の氏名及び略歴を含む。)」と、「第一条第二号イ」とあるのは「第十条第一号イ」と読み替えるものとする。

(第一次試験の免除)

第四十一条 「略」

2 「略」

「新設」

(第二次試験受験の要件)

第四十三条 「略」

「新設」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部改正)

第七条 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令(昭和三十八年通商産業省令第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(診断又は助言を担当する者の養成の基準)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4   前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により、第一次試験に合格した年度又はその次年度に養成課程を受講することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に養成課程を受講することとする。</p> <p>5  [略]</p> <p>6  [略]</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(診断又は助言を担当する者の養成の基準)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>4  [略]</p> <p>5  [略]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。